

平成 29 年 6 月 1 日

鈴鹿市と鈴鹿市上下水道局の総合評価落札方式実施にあたる注意事項

鈴鹿市と鈴鹿市上下水道局で実施している総合評価落札方式について、下記の通り、平成 29 年 6 月 1 日以降の公告分より変更しますので入札に参加される際にはご注意ください。

1 評価項目の「工事成績」の対象について

鈴鹿市上下水道局発注案件については下水道部門の工事成績に限定します。

(変更前) 鈴鹿市発注工事

鈴鹿市上下水道局発注工事

↓

(変更後) 鈴鹿市発注工事

鈴鹿市上下水道局発注工事 (下水道部門)

2 低入札防止基準価格未満で落札した場合の減点について

低入札防止基準価格未満で落札した場合、その工事が完成するまでの間、次回以降の価格以外の評価点から 2 点減点することとしています。この減点について、発注者が異なる場合でも減点することとします。具体的には下記のとおりです。

鈴鹿市発注工事において低入札防止基準価格未満で落札した場合

鈴鹿市発注工事

鈴鹿市上下水道局発注工事

}

ともに減点します。

鈴鹿市上下水道局発注工事において低入札防止基準価格未満で落札した場合

鈴鹿市発注工事

鈴鹿市上下水道局発注工事

}

ともに減点します。